

平成19年9月12日（水）

（午後4時20分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い一般質問を行います。

順番20、22番 楠本君。

〔22番（楠本知子君）登壇〕

○22番（楠本知子君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。大変お疲れのところではございますが、私で最後でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一つ、出産育児一時金の支払い方法の新たな改善策について。昨年10月より厚生労働省は、子育て支援策の一つに出産費用の総額から出産育児一時金を差し引いた金額を支払うだけで済む受領委任払制度の普及を提唱しています。1カ月前に市に申請すれば病院に35万円が自動的に支払われることとなります。これは国民健康保険の加入者である保険者と医療機関が同意したところから順次実施することとなりますが、全国市町村でも積極的に進められています。

お伺いいたしますが、橋本市では現在どういう形で出産育児一時金を支払わせていますか。また、利用者負担の軽減につながる受領委任払制度を市の今後の支援策としてお考えになられているかについてお伺いしたいと思います。

2番目に、いじめ、不登校対策について。本年8月、文部科学省がまとめた学校基本調査で、学校に行かない不登校の小・中学生が5年ぶりに増加に転じたという気がかりな結果が出ました。不登校になるきっかけはさまざま多岐にわたっており、細かな支援が必要になってまいります。いじめや不登校で苦し

んでいる子供たちにどう手を差し伸べてあげるか、各市でもさまざまな試みがなされておりますが、橋本市の主に小・中学生のいじめ、不登校についての現状について、また、市でなされている支援策についてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）楠本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本市におけるいじめ、不登校についての現状についてのおたがでございしますが、いじめにつきましては、本年度4月以降、学校が把握し取り組みを行った件数は、小学校で2件、中学校で1件でございます。また、昨年度は小学校で5件、中学校で9件報告があり、そのうち本年度も継続して解決に取り組んでいるケースが2件あります。いずれのケースも保護者と学校の連携した取り組みによりまして改善されてきております。また、不登校児童生徒数（30日以上欠席）についてであります。平成18年度末の集計で小学校は24名、中学校で77名という結果になっております。平成17年度と比較しますと、小学校は同数、中学校で5名減になっております。本市の不登校の割合を全国県と比べますと、小・中学校ともに上回っております。また、小学校6年生から中学校1年生の間に不登校生徒が3倍に増加するという傾向があり、効果的な対策を講じなければならないと認識しております。

次に、いじめ、不登校についての本市の取り組み・対策はどのように考えているのかと

のおただしでございますが、次の3点を大切にしております。

まず、1点目は、軽度発達障害や不登校問題等の理解を図るため、教職員や保護者を対象とした研修の機会を今後も計画的に実施していくこと。

2点目は、不登校対策については、現在行われている対策で効果的なものは継続し、予防的措置として早期発見・早期対応に力を入れること、具体的には担任等による家庭訪問や学習支援、別室登校による指導、適応教室への通室、大学生等による訪問指導、教育相談等を実施しています。そして何よりも保護者、学校、関係機関が信頼関係を築き、連携して取り組むことで課題解決に向かいたいと考えております。

3点目は、義務教育9年間を見据えた小・中一貫教育を推進し、小学校から中学校に進む段階で子どもたちが感じる数多くのストレスを解消し、いじめ、不登校の解消に努めることなどです。

このような取り組みを充実させることで、橋本市の子どもたちが健全に育ってくれるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）出産育児一時金についてのご質問にお答えいたします。現在、出産育児一時金につきましては、出産後、出生届けをし、国民健康保険証に氏名の記載を行った時点で支給申請を受け、35万円の支給手続きをしております。支給方法につきましては、月の初日から15日までに受理分については月末までに、また16日から月末までに受理分については翌月15日までに原則口座振り込みにより行っておりますが、お急ぎの方

については処理を急ぎ、現金支給をさせていただきます。

また、平成13年10月より出産資金貸付事業を実施しており、出産予定日前1カ月以内または妊娠4カ月以上で出産に要する費用について請求等を受けたときは、出産育児一時金支給額の80%の額を無利子で貸し付けを行っております。返済については、出産育児一時金支給時に貸付金を差し引いた差額分を支給しております。

次に、新たな改善策についてですが、平成18年10月より「出産育児一時金の受取代理」という任意事業の通知がありました。この受取代理とは、被保険者が医療機関を受取代理人として出産育児一時金を事前に申請し、出産費用の額を限度として医療機関が被保険者にかわって出産育児一時金を受け取るものです。

本市におきましては、国民健康保険税未納者への対応の一つとして、税の公平負担という観点から、申請時の納付相談機会を確保したいとの考えもあり、現在未実施の状況にあります。平成19年5月時点の調査によりますと、医師国保組合を含む和歌山県下31保険者のうち、実施済み(予定も含みます)は13保険者で、実施率41.9%となっております。これらのことから、本市につきましても保険税未納世帯の対応を引き続き検討しつつ、一方で被保険者の利便性と安心して出産していただくため平成20年4月実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君、再質問ありますか。

22番 楠本君。

○22番(楠本知子君)ありがとうございます。国民健康保険による未納者の問題はあるとは思いますが、この受領委任払制度については、

今のお話では平成20年4月から実施をしていただけということで、もう何も言うことはございませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、和歌山県の不登校児なんですけれども、和歌山県は不登校児が多いということなんですけれども、橋本市も学校数から見たら非常に多いということで心配されるところでございますけれども、現場の先生はじめ教育委員会の方だとか専門の先生はじめ各種グループ、いろんな形で取り組んでいただいておりますので、本当にそのご尽力に感謝申し上げます。私も子育てはもう既に終わりました、ちょっと時代が違ふんですけれども、子どもが行ってきますと言つて、元気でただ今と言つてくれる声を聞くまで非常に不安でございました。ただ今と言つて帰つてきてくれたらほつとするのが母親でございます。昔はランドセルが何かやたらと汚いとか、本が何で破れているんやろうとか、具体的にひよつとしたらこの子、いじめられてるん違ふかなというのが母親の目としても明らかに見えなつたんですけれども、今は非常に見えないいじめが多いということで、いじめを見つけにくいというのが現状だと思ふんです。その一つに、今、携帯電話とパソコンによるいじめが非常にエスカレートしております。今回、私も調べさせてもらつて、私自身も知らなかつたんですけれども、学校裏サイトというのがあるんだそうですけれども、これはネット上の掲示板なんですけれども、学校裏サイトというのは、特定の学校の情報のみを扱うインターネットの匿名掲示板で、そこで同級生の悪口や教師の悪口を言つたりとか、実名で書き込んだり、それかわいせつな画像を送受信したりして、その使い方というのはすごいエスカレート化しておるそうです。国内でも1万5,000件以上の学校裏サイト

があるそうです。ちなみに教育長は、そういう学校裏サイトがあるというのはご存じでしょうか。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）そういうところは大変疎いんでございますけれども、いろいろ調べてみますと、携帯電話にフィルタリングサービスということがございまして、警察庁、総務省、文部科学省からフィルタリングサービスの利用をということで、こういうのを出しているようでございます。それで、せんだつて教育フォーラムを行ひまして、その分科会の中で市PTA連合会の方々にもお世話いただひて、携帯電話のことについていろいろ保護者同士で勉強会をしようやないかということで、「心の発達と子どもたちのメディア環境」、サブテーマは「携帯電話を考える」ということで、県警サイバー犯罪室からお話を聞かせていただひて、こういうことについて保護者が同伴で携帯を購入しに行く場合は、保護者が承知すればそれを協力してくれると、そういうのがあるので、ぜひ協力してほしいという、実際のやり方等、講習をいただきました。そういうことで本当に今、楠本議員が言われるように、メールで被害者というんですか、いろいろ事件が起こつております。大変ややこしい社会になっておりますので、本当に学校も苦勞しておるんですけれども、ただ、保護者に協力していただひても保護者が果たして子どもをうまく指導できるかと、そこら辺が課題になっております。教育委員会も学校も今後とも積極的にPTAを通じまして校長を通じまして積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）ありがとうございます。先ほど教育長言われたように、親自身のほうがあまり知らないということが多いんですけ

れども、結局こういう携帯電話のトラブルに遭ったときに言われる親が「こんなことできるとは知らなかった」というのが言われるそうです。やはり未然に防ぐということが非常に大事だと思うので、今、教育長が言われましたように、こういうサイトへは入れないという防止の仕方がありますので、そういうことを知らない親はたくさんいてと思います、現実的には。ただ手放しに携帯のいい面だけ、いい利用法の方法もありますので、そういう意味では持たしている親も多いと思うんですけれども、悪用面もしっかりと親自身も知っていないといけないし、子ども自身も使わないようにというふうなことを、できたら先ほど言われましたように、いろんな懇談会とかPTAの会合とかを通じてお知らせしてあげていただけたら未然に防げる部分は少しはあるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、NPO法人のCAPという活動グループがございます。このCAPというのは全国規模で活動されておりますが、一応本当に身近な九度山で紀の国橋本として活動されているんです。このグループがどういう活動をしているかという、子どもたちへのあらゆる暴力を許さない安全な社会をめざし、CAP活動を通して学校、家庭、地域の連帯を強め、子どもたちの人権が尊重される社会をつくることを目的としています。劇をしたりカードを使ったりして、とてもわかりやすく人権学習をされております。特に就学前の幼稚園児ですね。小さい子どもに自分の権利という言葉とか概念というのは非常に難しくわからないように思うんですけれども、そういうことをわかりやすく具体的に教えられております。例えば、嫌ということが言えなかった子どもが、嫌なときには「やめて」ということが言えるように学習したり、例えば

不審者とか痴漢に遭ったときに特別な叫び、キャーと言える。私も3回ぐらい子どものときに痴漢に遭ったんですけど、やっぱりキャーと言えないんですよ。私はCAPを受けていたら言えたかなと思うんですけど、そういうことがいざとなったら言えないというようなことに対して学習をされるというようなことをされているんです。だれにも言えなかったことを相談できるという力を引き出して、ああ、自分は人に相談してもいいんだというふうな、そういうことで自分も、そして他人も大切な存在だということを感じさせてくれるような活動を、人権学習になるんですけれども、そういうことをされておられます。ボランティアみたいな形でね。橋本市では昨年はそのグループを使われたとお聞きしたんですけど、使われた状況といいますか結果といいますか、アンケートとかはとられましたでしょうか。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）橋本市では今まで西部小学校、四、五年前だと聞いております。それから橋本幼稚園と橋本小学校、それは昨年度実施していただいたようでございますが、アンケート等はとっておりませんけれども、いろいろな反応を聞いてみますと、「今回の学習は子どもたちにとって貴重な体験になりました」とか、「具体的な対処の仕方がわかって、子どもたちもよく理解できたと思います」、また「ふだんから指導していますが、場面を想定して寸劇で経験させておくことは、いざというとき必ず役に立つと思いました」と、効果について大変評価されております。今後も予算的な面もあるわけでございますけれども、確かに大切なことだと思いますので、今後取り組んでいけたらなど、そういうふうに思っております。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）はい、ありがとうございます。今年は使われる予定はないかと思うんですけども、素晴らしい活動をされておられますので、お金がかかるということなので、また当局、市長にひとつお願いしたいと思いますが、また支援のお金をこういうところ辺にも回していただけるようによろしくお願いしたいと思います。いよいよ認定こども園もできますし、幼児期の早い段階にこういう人権学習をさせてあげると非常に効果があるんじゃないかというふうに思います。

次に、不登校児に対してなんですけれども、不登校になる原因というのは、いじめだけではなくて発達障害であるとか精神的な障害、また家庭環境等々さまざまな理由でその子どもが学校に行けないという状況でございますので、こういう子どもに一番何が大切かという、最後まで子どもに寄り添って解決をしてくれる、そういう人が必要だそうなんです。最後まで子どもとかかわってあげることが大事だそうなんです。そういう意味では担任の先生というのが一番いいんでしょうけれども、現場の先生の声なんですけれども、不登校の生徒というのは、いつ来るかわからないんです。きょうは来るとは限らないんです。あした来るかもわからへんし何時に来れるかもわからないんです。そういうときに不登校の生徒がきょうは学校へ行ってみたいと思って来たときに、担任の先生が授業をされている、その子に対応してあげたくても対応できないという状況がございます。そういうときに担任の先生が対応してあげると、その不登校の生徒は割合と登校できるようになると。そのときに校長先生とか、そこらにいてる先生がと言ったら失礼ですけど、たまたま手があいている人が、ああ、よう来たねという感じで対応しても、その子にとってはすごい不安なんです。同じ人でないとだめなんです。

そういうところ辺の対応はいかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）まず、そういうふうに来ていただけるということは、本当に回復してきているということで大変うれしいことなんですけど、そこまで来ましたら、どういう形にしましても、まずその子が行きたいのに行けない子どもですので、特に義務教育ですので、そういう子どもを中心に大事にしていくなきゃいけないので、担任がいくら授業をしておいても、そういうことがもし来ているようでしたら率先して担任がかかわってやるべきだと、そういうふうに思います。校長が授業へ行くなり教頭が行くなり、ほかの者が行くなり、やはり担任がその子と接してあげると、それがまず先決問題なのではないかと、そういうふうに思います。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）それが現場の先生の本当の声で、現場の先生は本当に手が欲しいというのが実情だそうなんです。そういう意味では大学生によるメンタル制度とか、教師を希望されている大学生が、そういうふうな形でちょっとでも応援していただけたらとうんと助かるというふうな声も聞いておりますので、そういう支援も大きくしていただけたらと思います。健やかに不登校の生徒が少しでも減りますように、また、お金もかかると思うので、ただで来ていただけるボランティアにしてもいくらかの費用もかかります。そういう費用もまた応援していただけるようにひとつよろしく願いいたします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中上良隆君）これをもって、22番 楠本君の一般質問は終わりました。

○議長（中上良隆君）これにて一般質問を終

結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4 時 45 分 散会)